

平成29年6月三種町議会定例会会議録

平成29年6月14日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
4番	三浦敦	5番	清水欣也
6番	工藤秀明	7番	高橋満
8番		9番	鈴木一幸
10番	小澤高道	11番	成田光一
12番	加藤彦次郎	13番	後藤栄美子
14番	堺谷直樹	15番	伊藤千作
16番	平賀真	17番	児玉信長
18番	金子芳継		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

3番 安藤賢藏

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	吉田正秋	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年6月12日(月)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	請願・陳情等常任委員会付託
日程第6	議案の上程 議案第44号～諮問第3号 (提案理由の説明・町長)
日程第7	一般質問

平成29年6月13日(火)

日程第7	一般質問
------	------

平成29年6月14日(水)

日程第8	議案第44号	三種町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第46号	三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正について
日程第11	議案第47号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について
日程第12	議案第48号	平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
日程第13	議案第49号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第14	議案第50号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第15	議案第51号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第16	議案第52号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第17	議案第53号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第18	議案第54号	平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
日程第19	議案第55号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第20	議案第56号	三種町教育委員会の委員の任命について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24 請願・陳情委員長報告、審議処理
日程第25 発議第2号 議員派遣の件について
日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第1 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件
追加日程第2 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件
追加日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の件
追加日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成29年6月14日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 9時59分 開会）

議長（金子芳継）
おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。
なお、安藤賢蔵議員から欠席届が出されております。
議案の審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（宮田幹保）
委員長 本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。
皆様のお手元に配付しております議事日程表第2号のとおり、継続審査等の件4件を日程に追加することとしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（金子芳継）
ただいまの委員長報告のとおり、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中の継続審査等の件4件を日程に追加することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり継続審査等4件を日程に追加することに決定しました。

議長（金子芳継）
日程第8. 議案第44号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。1番、大澤和雄議員。

1番（大澤和雄）
私から、この税条例改正について二、三お伺いしたいと思います。
まず、今回財源不足が5,500万円、そのうち2,000万円を追加支援して、残りの分をどうしても引き上げざるを得ないという提案でございますけれども、では今回2,000万円追加支援して、それでもなおかつ結局長年度も今回特別手当とした2,000万円分、やはり財源不足が生じるという可能性はあると思うんですけれども、来年度もその分は手当てするか、あるいはさらに引き上げを検討しているのか、あるいは30年度の広域化を見据えて1億円を今回基金に積むわけですけれども、それによって何とかいろんな変動を乗り切ろうという考えなのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）
健康推進課長。
健康推進（佐々木里史）
課長 お答えいたします。
ことしの支援につきましては、全員協議会でも説明したように、ことし分ということです。平成30年度に国保の一本化ということで、年内中には標準税率に基づいた通知が県のほうから来るとおられます。それを踏まえて、来年度に税制を引き上げるかどうかというのは考えていきたいということです。昨日町長が答弁しましたけれども、この部分については大幅な税率改正をもし伴うとすれば、それを見据えた基金ということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）
1番。
1番（大澤和雄）
広域化について何度も説明を受けたんですけれども、なかなかのみ込めない部分があるんですけれども、今回資産割も引き上げということになっているんですけれども、広域化になっても税率、所得割、資産割、均等割、平等割、これはあくまでも最終的には市町村に委ねて賦課するという事なんでしょうか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。
健康推進（佐々木里史）
課長 お答えいたします。
現在、県のほうで試算しているのは3方式ということで、所得割と均等割、平等割ということで試算されています。ただ、現状では町にはこれまで4方式という税率がありましたので、当面は市町村の判断で賦課されるという考え方です。

議長（金子芳継）
1番。

1 番 (大澤和雄)

今回資産割で31.75%に引き上げることなんですけれども、要するに広域、全県の市町村で例えば能代市、秋田市は資産割はたしかないはずなんですよね。能代市は特に農家の人がいる資産割で不平等ではないかという、ちょっとそういう運動というのもあったりして、必ずしも不平等というわけではない、それがなければなりに平等割あるいは均等割、それなりに賦課されるので、私は決して不平等ということにはならないとは思いますが、ただそういういきさつもあって、能代市、秋田市は資産割がないはずなんですよね。ですから、この資産割というものをどうするのかなということで、広域化でどうなるんだろうということであつたんですけれども、当面は資産割は残してやっていくということでよろしいですね。

議長 (金子芳継)

ほかに質疑ありませんか。5番、清水欣也議員。

5番 (清水欣也)

まずこれ私非常に残念だったのは、来年県へ移行になるわけなんですけれども、何とかして今年度いっぱい持ちこたえられなかったんだらうかと、それが非常に残念であります。来年はもう既に値上げが予想されているわけなんですけれども、それを控えて今回は何とかしのいでもらいたかった、そういうのが本当の気持ちです。約5,500万円。これはこういうことをすればしのげたんじゃないかという、このことについて一般会計と、それから今度の特別会計のところでいろいろまた主張したいと思います。まずこの場では、何とかして今回逃れてほしかったと思いますけれども、それができなかった理由を、気持ちも含めてご答弁いただきたいと思います。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木里史)

課長 現在、県のほうで国民健康保険運営方針というものを検討中です。その中で、財政の安定化に向けた取り組みということで、財政支援の改善の取り組みという部分があります。決算補填を目的とした法定外繰り入れ、それから前年度繰り上げ充用が行われている市町村に対しては、赤字解消計画を求めるということになって、現在検討されております。28年度まで税率を据え置いてきたということは事実なんですけれども、平成30年度、急激な税率改正をした場合、被保険者に与える影響というのは相当あるということが想定されておりましたので、今回はその激変緩和というような形で改正を行ったほうがいいのではないかということで、判断したところです。赤字になって、当該年度に一般会計からの法定外繰り入れを行った場合には、県のほうでは赤字補填ということで赤字解消計画を出さなければならないということが今のところ検討されておりますので、今回29年度中にある程度の基金を確保して、来年度に備えたいという考えでございます。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (清水欣也)

そういう来年度の持ち越しの材料がいっぱいあるわけですよ。だからこそ今回はこのまましのいだほうがよかったんじゃないかという、そういう質問でございます。

今、国保の医療費と1人当たりの状況を見ますと、こういう状況ですよ。医療費総額は下がってきているんですよ。けれども、逆に1人当たりが多くなっているという現象が起きているわけです。人口高齢化で、これは当然の動きだと思いますけれども、この姿がこれからますます高まっていくわけですよ。そうした場合に、我々の国保の世界は大変なことが予想されるわけなんですけれども、それをしっかりと踏まえることを、県と一緒にこれからやっていくわけなんですけれども、そういう問題をはっきりさせるまで、その処理をはっきりさせるまで、今回はこれをしのいでもらいたかった。その方法は幾らでもある。今、課長が先行投資みたいな意味のことを言いましたけれども、何もそうやる必要はない。そういう道がいろいろあると思ったので、次の一般会計のところでまた論議をしたいと思います。

以上であります。

議長 (金子芳継)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。15番。

15番 (伊藤千作)

反対討論を行います。

値上げすると、町民が困ります。困惑や怒りの声が上がっております。総額約4,400万円の値上げは、それが町民の懐から消え、その分購買力が低下し、地域活性化に逆行します。

また、医療分と支援分の均等割、計2万7,400円の値上げは、子供が2人いれば5万4,800円、3人いれば8万2,200円となり、子供がたくさんいるほど大変になります。少子化対策に逆行することになります。

国民健康保険会計が厳しくなった理由は、1つは国の負担が減らされたこと、2つ目としては低所得者や無収入の人がふえたこと、3つ目としては医療給付費、中でも薬価が高くなったことなどです。政治的・社会的要因で会計が厳しくなったその解決策を、被保険者にだけ求めるのは酷というものであります。

一般会計から法定外繰り入れをすれば、値上げは回避できます。お金はあります。基金へ積み立てている分や、財政調整基金の一部を使えば済みます。予算は町民のために有効に使うべきであります。憲法25条、地方自治法第1条は、住民の暮らしを守ること、福祉を向上させることが自治体の最

大の仕事だと定めております。それに基づいて、全国4分の3以上の自治体が法定外繰り入れをしているのであります。要は、できるかできないかではなく、やる気があるかないかであります。

次に、国保加入者への繰り入れは町民の理解が得られないということについては、会社員や公務員であっても退職すれば国保に入ります。ほぼ全町民がいつかは入る制度であります。町民の理解が得られないのは、今回の値上げ案のほうではないでしょうか。そのことを指摘いたしまして、反対討論いたします。

以上です。

議長（金子芳継）
賛成討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第44号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
議案第44号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長（金子芳継）
（賛成者起立）
座ってください。
起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
日程第9．議案第45号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

2番（宮田幹保）
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番。
4月1日から消防団の組織が再編されたと。今まで本分団を除く26分団から8分団に合併したと、これは非常に大きい合併だと思いますが、町長の行政報告によると消防団のほうから組織再編をしてくれという意見があったのでやったと書いてありますけれども、大勢の団員の意見を聞きますと、ごく一部だけで「再編したほうがいいんじゃないか」ということで進んでいったと。私が聞くところによれば、各分団の大半の方が「今までのままでよかったんじゃないか」という意見なんです、この文章は間違いない、このとおりなんですか。

議長（金子芳継）
町民生活課長。
町民生活（川村義之）
課長 私のほうからお答えいたします。
町長が行政報告で説明しましたが、実際のところ正直言って各地区

の消防団においては団員の数がかなり減っているところもあります。そしてまた、高齢化に伴って操法大会等にも出場できないような状況もございますので、今回消防団のほうでかなりこの問題については協議を重ねておりまして、合併して10年たちましたので、現在の団長みずから、やはりこのままでいくと三種消防団がもたないというような考えがございましたので、今まで幹部会とかそういった協議の場において1年かけて今回このような形になってきたものでございます。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
今、団員の定数は507名ですよね。今現在何人おられますか。

議長（金子芳継）
町民生活（川村義之）
課長 町民生活課長。
お答えいたします。
460名でございます。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
4月1日以降やめた団員は何人おられますか。

議長（金子芳継）
町民生活（川村義之）
課長 町民生活課長。
退団した団員の数については、こちらで控えがございませんので、この後調べてから報告したいと思います。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
かなり減っているはずなんです。再編することによって団員が確保しやすいと、団員がふえるというふうな考えのようですが、逆に言うと一極集中というのは当てはまるのかな、例えば第1分団の枝のほうは3つ4つありますよね、その第1分団、第2分団、第3分団のセンターなところの人は減らないと思うわけですよ。ほかの分団は、私たちは行かなくてもいいだろうと、そういう声が出てきているんですよ。だから、消防というのは火事だけじゃない、災害も含めて町民の財産と命を守る非常に大事な組織であるし、役割だと思うんですよ。だから、暗に合併したから団員が確保しやすい、ふえやすいという考えは変わらないですか。

議長（金子芳継）
町民生活（川村義之）

課長 お答えいたします。
それぞれの旧分団においては、確かに担当する区域がございましたけれども、今回このような形に8分団になった場合においては、やはり広域的な、今までですとある程度の地区分担はございましたけれども、今度例えば第1分団におかれましては鹿渡全域が対象になります。今までですと隣の分団に出動云々についてはなかなかスムーズにいかないところが正直ありましたけれども、今回は一つにまとまった関係で、各分団長がある程度の指示命令系統ができますので、当然今まで来られなかった分団についてもその傘下の中でそういった活動ができると、そのような形になりますので、先ほども議員が言うとおりの団員が少なくなるのではというようなこともありますけれども、そのようなことのないように進めているところでございます。

議長 (金子芳継) 2番。

2番 (宮田幹保)

課長の言うこと、わかりますよ。ただ、今まで分団長会議となると約30名、二十七、八名集まっているはずですよ。今度は8名になりますよ。確かに物事はしやすいでしょうけれども、末端までスムーズに下がっていかないという弊害もあるんですよ。その辺を考えていますか。

議長 (金子芳継) 町民生活課長。

町民生活 (川村義之)

課長 私のほうからお答えします。

確かに幹部会といいますと各分団長は8名ですけども、今回統合によって、今まで分団長だった方が副分団長になる方もおります。身分については分団長の立場で副分団長になりますけれども、分団長以上の幹部会においてはそれらの、今まで分団長でありました方も一緒に参加しておりますので、そういった意味では団員の方々に対しての指示系統あるいは会議の内容等については十分伝達できるものと思っております。

議長 (金子芳継) 2番。

2番 (宮田幹保)

私が危惧するのは、いわゆる小さい集落にある消防、何というんですかね、(「車庫」の声あり)車庫はそのまま置くということですね。そうすれば、いざ火災が発生したときに、消防車はあるんだけど機能しないんですよ。団員がいなくなるのよ。現にそういうところが出てきているでしょう。それをそのまま継続して置いても、何も意味をなさなくなってくる。違いますか。

議長 (金子芳継) 町民生活課長。

町民生活 (川村義之)

課長 私のほうからお答えします。

確かにそのような、当面の間は統合しても各地区の消防車庫等は当然残しておきます。そして、車輛も当然ございますので、ただその分団の中で確かにそのような人数が少ない場合においても、今度一緒になりましたので、それぞれの対応をそれぞれの分団で考えながら、いつでも出動できるような体制をとっていくというような中身ではございますので、何とかご理解ください。

議長 (金子芳継) 2番。

2番 (宮田幹保)

おかしくないですか。いつでも対応できるって、例えばAという集落に消防車があると。そして一つにしたでしょう。その機械は誰が動かすの。団員がいないでしょう。今は何とか動いているけれども、結構離れているところの人は「おらやめる」と言う人がいるんだよ。機能を果たさない。

議長 (金子芳継) 町民生活課長。

町民生活 (川村義之)

課長 いずれにいたしましても、確かにそういった人数の少ない分団については、先ほども言いましたとおり今回統合した関係で団員数も今までよりも担当する団員がおりますので、それぞれの分団で車輛をどのような形で動かしていくか、出動させるかということになるろうかと思っておりますけれども、それについては今までどおりの形で、例えば今までの分団ではないところから、応援ではないんですけども同じ仲間ですので、そういった形でまず出動していくというような形になりますので、何とかご理解をお願いしたいと思います。

議長 (金子芳継) 2番。

2番 (宮田幹保)

何とか理解してと言われても、なかなかこれから大変だと思いますよ。それで、機能別団員という方が約50名ぐらいおられるんですよ。この人たちの仕事はどういうことなんですか。

議長 (金子芳継) 町民生活課長。

町民生活 (川村義之)

課長 私のほうからお答えいたします。

機能別団員については、まず機能別団員になるためには、消防署職員が退職して地域にいれば、まずそういう方は専門でございまして、そういう方。あるいは、今まで各分団に所属しておりましたけれども、何らかの理由により退団された方でも、そういった形で入団していただいております。

実際の活動としては、例えば火災があった場合は当然機能別団員は結構地

元にいる方が多いわけでございます。実際のところ正規の団員についてはやっぱり町外で仕事をしたりとか、いろんな形ですぐ駆けつけてもらえない状況が多々ありますので、そういう場合について機能別団員も一緒にやってもらうと。ただ、操法訓練大会には出場できないと。ホースを使つての大会ですけれども。それ以外の部分については、災害、行方不明等が発生した場合においては、機能別団員も出動できるというような状況になっております。

議長（金子芳継）

2番さん、先ほど保留されております件について答弁します。町民生活課長。

町民生活（川村義之）

課長 先ほど保留にしておりました今回の合併によりまして4月1日からの退団の人数については、2人でございます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（宮田幹保）

2人ですね。はい。

機能別団員のあれはわかりましたけれども、体力は若い人に劣るかもしれませんが、能力や知識は抜群にあるわけですよ。だから、こういう人たちをやっぱり最大限活用と言ふ言葉は悪いですが、協力していただいてやっていくのも一つの手だと思います。

それで、機能別団員の方の年報酬が7,000円と。極端に低くないですか。年報酬7,000円でしょう。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（川村義之）

課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり7,000円ですけれども、実際の活動については先ほど私が説明したとおりなんですけれども、今のところ実際この形で運用している中で、不平というか、足りないというか、そういった部分は言われたこともないし、今のところ近隣の状況を見てもそんなに遜色ない、逆に三種町のほうがある程度のものを予算化しているというような内容でございます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（宮田幹保）

わかるよ、わかるけれども、機能別団員はみんな立派な優秀な方ですよ。お金が欲しくてやっているわけではないんです。ところが、やっぱりそういう人たちをこれからいろいろ活用するためには、やっぱり報酬を団員並みに上げるのが普通じゃないですか。誰も安いと言わないよ。7,000円というのは極端に安いと私思うんだけど、再検討したほうがいいんじゃない

ですか。

それと、団員を5年以下で退職した場合は、これから退職金をなくすという事は事実ですか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（川村義之）

課長 そのとおりでございます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（宮田幹保）

退団する理由はいろいろあると思いますが、それぞれ個人的に事情もあるわけですよ。なくした理由は何なんですか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（川村義之）

課長 県内の状況とか、それから近隣の状況も含めて、5年以内ということは別の消防団においてもこういったものはございませんし、あともう一つは県の消防団のそれぞれの互助会等の中においても、その部分はございませんでしたので、消防団の実際のそういったものについても見直しをしていきたいと思います。ということで、今回そういった形にいたしました。

議長（金子芳継）

2番。

2番（宮田幹保）

わかりました。

やっぱり組織が弱体化しないような、今まで以上の組織にしてほしいということで、終わります。

議長（金子芳継）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第45号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第46号「三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第46号「三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第11. 議案第47号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」及び日程第12. 議案第48号「平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」は、いずれも特別会計への繰り入れに関する議案であるため、一括して議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号の2件を一括して議題といたします。

本案2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

なお、採決については平成29年度一般会計補正予算及び当該特別会計補正予算と関連しますので、保留といたします。

日程第13. 議案第49号「平成29年度三種町一般会計予算の補正につ

いて」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番、三浦 敦議員。

4番 (三浦 敦)

町長の行政報告で、「平成29年度に発注が見込まれる工事について、予定価格250万円以上の工事29件を4月28日に公表し、5月の町広報に掲載されました。発注見通しの立っているものについて公表したものであり、実際に発注する工事が公表内容と異なったり、掲載されていない工事が発注されることがありますので、ご理解をお願いいたします」と12日に報告されました。当初予算の特別会計、衛生処理事業で工事名称は待合室改修工事448万1,000円、この事業は29件に入っていません。特別会計だから掲載されないのでしょうか。

議長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (川村義之)

課長 私のほうからお答えします。

多分清華苑の待合室の改修工事だと思いますけれども、確かに議員が言うとおりに当初予算に計上されておりました。しかし、町民生活課の中においても清華苑を工事のために停止といいますか、使用できなくなるような措置はできませんので、過去数年間の中で一番清華苑が利用されない月を調べまして、7月から8月が一番利用が少なかったわけでございます。ですので、今回、6月の下旬でございますけれども、入札の準備をしているところでございます。あわせて、清華苑も先ほど言いましたとおりに使用をとめることはできないので、7月の広報には工事の状況と部分について掲載したいし、あるいは死亡届等を出した際には、この期間中は工事をしているということで、そういったお知らせも含めて、ただ工事については実際の火葬を行っている最中に音を立てるといことは大変支障を来すおそれがありますので、使用している際については音を出さないように、工事を受注された業者ともそういった内容のもとでこの後協議して、とにかく清華苑の運営というか業務については支障のないような形で進めていきたいと考えております。

議長 (金子芳継)

4番。

4番 (三浦 敦)

わかりました。

議長 (金子芳継)

ほかに。14番、堺谷議員。

14番 (堺谷直樹)

27ページの畜産費、農業視察研修旅費についてお伺いします。

これはナカシヨクさんへの視察だということなんですが、一民間業者の視察のために町予算を使って行くという行為、私ちょっと違うんじゃないかと思っておりますけれども、納得のいく説明をお願いします。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

確かに一民間業者のためというふうな形になりますけれども、きのう来の一般質問等のやりとりを考えてみましても、町としては工事自体をとめることはできないと。しからば、より住民にわかりやすいような形で先進地の施設を見てもらって、その上で判断してもらおうという材料ですので、確かに一業者のために、本社のある豚舎に行くわけですけれども、これに町の予算を使ってどうこうというふうなことはありますけれども、いたし方ない、やむを得ない出費であるというふうに認識しております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

町はあくまで仲介役だというお話でした。そこに町の予算を持っていくというのはおかしい話であって、もう少し納得のいく説明をしてください。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

町の予算の計上の仕方ですけれども、これを企業でありますナカシヨクさんのほうに持ってもらうのが筋ではないか、逆にそれが一番正しいやり方ではないかというふうな考えもあるかと思えますけれども、町として今回の一件に関しましてはナカシヨクさんに余計な面での経費をかけさせたくないというふうな思いもあります。というのは、町と業者が対等であるためには、やはり自前の経費でもって先方を見に行くと。相手方の経費等で見に行つては、これは相手方の思うつぼという言葉は変ですけれども、正当な判断の材料に欠けているような形になると、そういうふうに判断したからであります。以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

町がお願いして建ててもらった話じゃないですよね。あくまでも民間業者さんのほうで建てるという話ですよね。そこに何で町の予算でもって視察に行くのかが私ちょっと解せないんですけれども、将来的にもし工場が建つたとして、きのうからいろいろと話になっている懸案事項が発生した場合に、町として矢面に立って行動するためには今回視察をしておくべきだという判断のもとなんでしょうか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

矢面に立つというふうな意味合いとは若干違いますけれども、町と業者が対等な関係で今回の一件を判断するためには、町は町として、実際はナカシヨクさんのほうから先進地の一番最新式の施設を見てほしいというふうな意味合いで来たわけですけれども、それを相手方の経費で行くこと自体が抵抗があると申しますか、後々禍根を残すようなことになりかねませんので、それで町の単独の要求としております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

あくまでも仲介役なんですよ、町は。何で対等になる必要があるんでしょうか。私ちょっとわかりません。副町長、一回説明してください。

議長（金子芳継）

副町長。

副町長（高堂弘道）

なぜ私なのかよくわかりませんが、いろいろ予算化に際してはさまざま議論がありましたし、今回公費を使って行くということに対しては、それは疑問があるのは当然のことです。それは堺谷議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、きのう、おとといからずっと種々の中で議論されておったとおり、住民の方にも昔のイメージが余りにも強くて、誤解されている部分があるのではないかと。そのためには、実際今最新型の現地を見た上で、その上でもなおかつ反対であれば、それはしようがない話ですので、その判断をいただくと。ただ、その際に業者の方から負担していただくということは逆に、先ほど農林課長が言ったとおり、進出に加担しているとは言いませんが、それに町が協力的だという誤解を生みかねないので、今回あえて住民の、実際現地を見て判断をいただくということで、あえて予算化したということでございますし、予算化の前にできれば現地を見たいという声もございましたので、それに応えたということでございます。

議長（金子芳継）

14番。

14番（堺谷直樹）

あくまで町民のための視察ということなんですね。はい、わかりました。それから、もう1点お伺いします。

17ページに犯罪被害者等見舞金という項目がありますけれども、これと今回提出されています犯罪被害者の第46号議案、これとの関連を教えてください。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（川村義之）

課長 私の方からお答えします。
今回、条例の一部改正に伴うものでありまして、犯罪者被害等見舞金という
ことで、今回10万円ほどをまず今回ここに置いたわけです。条例ができた
関係で置いたという内容でございます。

議長 (金子芳継) 14番。
14番 (堺谷直樹) 誰かに払うというわけではないんですね。(「そうです」の声あり)
わかりました。以上です。

議長 (金子芳継) ほかにありませんか。1番。
1番 (大澤和雄) 今の堺谷議員の質問に関連して、農場視察研修費、これは今副町長からも
説明がありましたけれども、住民に見てもらおうということは、要するに陳情
を提出した方々、あるいは農林関係、あるいは町当局はどういう方々が今回
研修に行かれるのか、その内容を教えていただきたいんですけれども。

議長 (金子芳継) 農林課長。
農林課長 (眞川信一) お答えします。
町といたしましては、前に町内の芦崎工場なり大口工場なりを見てもらっ
たわけですが、それを新潟の本社のお膝元にあるところに行くわけ
ですが、自治会の関係者にまず第一に見てほしいということで、浜田地
区から5名、それから大口、釜谷、芦崎、大谷地、追泊から各2名、それと
大曲と萱刈沢から1名、それに農場に隣接している、特にこの件に関して反
対の立場を申し述べている方、合わせて19名ほどを連れていきたいと思っ
ております。

議長 (金子芳継) 1番。
1番 (大澤和雄) 一番の先進地を視察するという事なんだろうけれども。

議長 (金子芳継) 町長。
町長 (三浦正隆) 今回の新潟のほうには私も参ります。

議長 (金子芳継) 1番。
1番 (大澤和雄) 町当局が誰も行かないというのちょっと変だなと思ってはいたん
ですけども。

それで、ここ二、三日いろいろ議論にはなりましたがけれども、私も養豚農
家の知り合いから聞いた話なんですけれども、大分、もう五、六年になりま
すか、養豚関係のし尿処理等はかなり国で厳しくなって、相当の設備をしな
いとだめだということで、莫大なお金をかけて設備投資をしたということ
を聞いたことがあるんですよ。そういう配慮というのはかなり厳しくなった
という経緯があると思うんですけれども、その辺、課長は何かそういう情報と
いうか、条例といいますか、国の規則といいますか、厳しくなったその制度
というのはどの程度なものなのか。いずれかなりの多額の費用を費やして、
そういう設備投資をして、ただそれがかなり国からの補助で何とか賄った
と、養豚農家のそういう声を私聞いたことがあるんですけれども、その辺は
どうなんでしょうか。

議長 (金子芳継) 農林課長。
農林課長 (眞川信一) お答えします。
いわゆる畜産クラスターとかの関係で、養豚業者が堆肥を利用する方に提
供するというふうな意味合い等がありますけれども、議員が今おっしゃられ
たケースというのは余りほかに聞いたことはございません。

議長 (金子芳継) 1番。
1番 (大澤和雄) そうですか。
養豚農家に限らず、山本のほうに大規模な畜産農家もおるわけなんです
けれども、あの方もかなりそういう設備投資をして、実際においは余りない
んですよ。だから、かなり今はクリーン化されてはいるなとは思いますが
けれども、もちろんこれは私いいとか悪いとかそういうものではなくて、ただ
そういう経緯があったように私思ったものですから、きちんとした視察はそ
れなりの意義があるのかなとは思っております。以上です。わかりました。

議長 (金子芳継) ほかに。2番。
2番 (宮田幹保) 教育委員会関係で、35ページ、37ページです。需用費、小学校は92
万4,000円、中学校は需用費、消耗品、30万6,000円、これは恐
らく新聞代だと思っただけけれども、小学校の需用費の新聞代のほかに消耗品
って何があるんですか。

議長 (金子芳継) 教育次長。
教育次長 (畠山広栄) 見守り隊のベストを購入予定です。(「新聞のほうは何ぼ」の声あり)
新聞のほうは、40万200円です。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
わかりました。
合わせて約80万円ぐらいの予算で、小学校5・6年生と中学校全クラス、三種町で21クラスになりますか、「1学級1新聞」事業を実施いたしますと。非常に私も大賛成です。ただ、新聞が各クラスに行くんでしょうけれども、それはい読みなさいとただどんと置くだけなのか、それとも先生がきょうはこれだよとか、具体的な教育というんですか、それは考えていますか。

議長（金子芳継）
教育次長。
教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。
きのうの教育長の答弁でもありましたように、例えば道德の時間とか、スポーツの切り抜きとか、そういうのに活用していく予定でございます。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
それは先生は関係なくて、生徒自体に主体的にやらせるということ。やっぱりほとんどの家は新聞をとっていると思うんだよ、まず。ところが、家では絶対見ないと思う。学校に行って、誰か見ればおらもおらもと見ると思うんだけど、どういうふうにして、先生がきょうはこれだよと与えないと、子供たちが自主的に新聞のことについて意見を交わすというか、いろんな場面はどのように出てきますか。

議長（金子芳継）
教育次長。
教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。
当然ながら「特別の授業」とかで先生が先になって授業で使うということになると思います。勉強中というか、特別の時間割とかがありますので、そういう時間割の中で使っていくということになります。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
いろんな考えを持っている先生方がいると思うんですよ。だから、先生が主体じゃなくて、児童生徒が主体になって物事を進めていくという考えでいいですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。
そのとおりでございます。

議長（金子芳継）
2番（宮田幹保）
非常にいい企画だと思いますので、これは恐らくよくいくと全県的に広がっていくと思いますので、がりっとやるようにひとつお願いして、終わります。

議長（金子芳継）
ほかに質疑ありませんか。5番。
5番（清水欣也）
先ほど問題にした例の国保の負担のことでございます。補正予算の21ページ。繰出金のところ。例の改正条例のところ賛成したんだから、あとしゃべらなくてもいいべと言うかもしれないけれども、ひとつ問題提起をしていきたいと思っております。
中ほどの繰出金のところの1億円の基金に対して、これは国保の基金に積み立てて、最後はまた国保会計に入って、言ってみれば繰出金と同じような効果を出すと、こういうような目的の金でございますよね。そこはまず一つ確認しておきたいと思っております。

議長（金子芳継）
健康推進課長。
健康推進（佐々木里史）
課長 きのう町長が答弁しましたように、今年度の基金につきましては医療費の急な支払いがあった場合には取り崩しをして使っていくこととなります。

議長（金子芳継）
5番（清水欣也）
ですから、要するに国保特会が容易でなくなった場合に、この基金の金を使えるように持っていくという話でしょう。特にそれは30年度の分も見据えていますよという話なわけだ。だとしたら、この金をことし中に積み立てて、5,500万円の不足分に充ててもいいじゃないかという話なんですよ。そういうことで、私今申し上げているところでございます。そういう考えはなかったのでしょうか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。
健康推進（佐々木里史）
課長 議会全員協議会の前に、今回の税率改正につきましては協議会の資料にもありましたように1案、2案、3案、そのほかに4案で別の試算もしております。その試算は、均等割、平等割を若干延ばしたらどうかという案もご

ございましたけれども、いずれ平成30年度の国保一本化ということで、29年度の国保税の県からの算定を見ますと、約5億4,000万円ほど県へ納めなければならないという試算が示されておりました。28年度の税率をもって試算しますと、約3億7,000万円の保険税と。単純に比較しますと1億7,000万円の、平成30年に急激な引き上げをしていいのかどうかという考えもあります。そのほかに、先ほどもお話ししましたけれども、平成30年度に法定外繰り入れをした場合は、決算赤字補填だろうという県の考え方もあります。

これらを踏まえていきますと、これまで据え置いてきた税率も、本来であれば2年に一度、3年に一度くらいで見直すべきであったのではないかというふうにも思います。今回の1億円につきましては、何回も申し上げますけれども、平成30年度も見据えた形で準備しておきたいということでありまして、現在県で3月に示した国保事業納付金をちょっと分析しますと、三種町の場合、医療費指数、それから所得指数、これはいずれも平均より上回っている状況になります。5億4,000万円をちょっと割り返してみますと、標準的な税額は4億6,000万円くらいになるのではないかというふうに思っております。そうした形で、今回2分の1にとどめるといった場合でも、まだ5,500万円ほど保険税を引き上げなければならないという状況になると思われますので、29年度はやはり大変痛みを感じるわけですが、引き上げは必要ではなかったかと。

1億円につきましては、あくまでも来年度の税緩和がもしできるのであればそちらのほうにも向けていきたいという考えでございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

足りなくなれば、じゃあまた1億円を基金に積み立てるんですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 全員協議会でもお話ししましたように、一応29年度は1億円ということで見ています。ただ、この後県のほうに納める事業納付金がどれほどになっていくのかというのはちょっと見きわめなければいけないと感じております。一応予定では平成30年5,000万円、31年5,000万円という形で計画してございますけれども、医療費が伸びなかった場合は当然繰り越しが発生すると思っておりますので、その場合はまた相談しながら、基金としては積み立てなくてもいいとすればそういう考えもあるかもしれません。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

そうしますと、これはもう基金対応でいくと、だから法定外繰り入れは考

えない、そういう方針なんですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 この後、県の方針がはっきりした場合ですけれども、いずれ当該年度に法定外繰り入れをした場合には、赤字解消計画というものを提出しなければならないし、将来的に事業納付金を納めるまでの年次計画書もつくる必要があります。いずれそういうことになりますので、現在のところはちょっと見きわめながらという形でご理解をお願いします。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

今の秋田県知事は、法定外繰り入れはしないと明言しているんですよ。そうしますと、この基金確保対策というのは、我々が痛みを和らげる方策というのは、法定外繰り入れはだめだとすれば、この基金で対応するしかないということになるんですよ。だから、今までの法定外繰り入れ、約1億円ありますよね。毎年。それをこれに積んでくださいよ。でないと、やっていけないことになるでしょう。そういう理屈になるんですよ。どうでしょうか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 繰り返しますけれども、当該年度に法定外繰り入れをした場合には、赤字補填というような形で捉えられますので、前もった形での財政支援をする必要があるのではないかと考えてございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

つまり、この財政調整基金に積むんだったら、今のようなことしの問題もみんな積みばよかったんですよ。今言ったように3つの例が出てきた、それよりはこの1本で会計を助けるという、そういう考え方になったほうが一番すっきりするんじゃないですか。そうすると、法定内の繰り上げはどうなるんですか。法定内はこのまいくんですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 今年度の法定内繰り入れにつきましては、ここに記載されている保険基盤安定とかひまわりセンターへの管理費等というふうに理解しております。ただ、平成30年になって、都道府県化になった場合の国からの歳入というのが、ちょっと私今の時点でははっきりわからない部分もありますので、この後12月くらいになれば県のほうで連携会議というようなものが開催され

まして、内容等についても詳細な部分をご報告できるものと思われまので、それまで時間をいただきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

法定外繰り上げが認められないとなると、大変な問題でございます。それにかわって、何かの案をつくらなければならなくなると思います。このまま黙っておかれないですから。これを全部今保険料にはね返されるとすれば、今4,229人、国保の加入者がいます、これで1億円をまた負担しなければならなくなるわけですよ。大変な話です。ですから、私はいずれこの法定外繰り入れというのは何らかの形で、形を変えてまでも出てこざるを得ない、そういうふうに考えております。

そこで、それを前提にして話をしますけれども、この法定外繰り入れにこういうものも入れるべきじゃないかということをごこれからお話しいたします。

私たちの法定外というのは、今言ったように現在はひまわりセンターの管理費、これは約五、六千万円ありますかね。それから、福祉医療波及分があります。それから、特定健診事業分があります。それから、国の調整交付金、いわゆる徴収率が悪かった場合ペナルティーを課すよという、その分、これが今法定外というふうにされております。これだけでは、とても今の住民体制は苦しい。とにかく負担感が物すごいんですよ、国保は。市町村民税よりまだ負担感が強い。

それで、どういうものをこれに入れるべきかということ、私はこれに葬祭費も入れるべきだと思います。なぜかということ、これは非常に今死亡率が高くなって、要するにお葬式に金がかかるわけですよ。こういうケースがだんだんだんだん増加してくるわけですね。これは保険税だけで対応していいかという、そういう話が今全国的に話題になっております。これを我がほうではぜひ法定外繰り入れに入れるべきじゃないかと、私はそう思います。

それから、予備費相当分があります。今、我がほうでは1,000万円ぐらいありますけれども、これはほとんど事務費相当なんですよ。これは保険税で財源充当すべきでない性質のものだと私は思います。だから、これも法定外繰り入れにすると。

それからもう一つ、これはこまい話ですけども、還付加算金がありますね。これの利息。これはもう完全に事務経費ですよ。これも法定外繰り入れにすると。

それからもう一つ、ちょっと大きいんですけども、高額医療費に対する特定財源を除いたその分、これも国保の財政の安定を図るために、ぜひ法定外繰り入れに入れたらどうか、私はそう思います。

これは県に移行されれば、いちいちそれはだめだだめだと言われるでしょうけれども、こういうものも公費で支援しないと実際住民の人たちは大変に

なる。もう目に見えていますから。先ほど申しましたように、1人当たりの医療費がずっと右肩上がりなんです。そして逆に総額が減っているわけです。なぜかということ、年寄りが多くなって若者が少ない、そういう現象です。だから、これを何としても改善しなければ、実際問題として住民の人たちの負担が、今1万円ちょっとですよ、税率を改正して。1万何ぼどころじゃない。これ3倍になりますよ。そういうことで、何とかしてこの法定繰り入れと同じような効果のある手だてを考えないと大変になると私思います。県がそれはだめだと言う前提で話を申し上げておりますけれども、そういう基本的な考え方を私はしているんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）

ただいま清水議員のおっしゃった部分につきまして、まだまだ内容的には検討すべきところが多々あるような感じがしますけれども、新しい財源を求めるという意味では大変興味のある内容だろうというふうに思っておりますので、少し研究させてもらいたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

これは1年でもうこの問題が必ず喫緊の課題になってくるのが目に見えているんですよ。

もう一つ大きい問題は、介護納付金というのが今ありますよね。約1億円あります。この介護納付金が、今だんだんだんだん右肩上がりになっている。ますます国保がひいひい言ってくる。もう目に見えているわけです。だから、これは本当に大変な問題なんです。大変な問題になればなるほど、住民負担がふえてくるんですよ。そういう構図なので、ひとつ何とか真剣にこれに向かって改善策を練っていただきたい。一定の公費負担はやむを得ない、私はそういうふうに大きな前提を敷いて考えております。まずこの件についてはここまでです。あとは国保特会についてちょっとお話しさせていただきます。

議長（金子芳継）

ほかにありませんか。16番、平賀議員。

16番（平賀真）

私のほうから、15ページ、総務費の電子計算費の中で今回備品購入ということでノートパソコン、プリンター、またウイルスソフト対策ライセンス料が計上されております。まず初めに、購入の台数を教えてください。あと、どこの課に配置するものなのか教えてください。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（相原信孝）
課長 お答えします。
総数で38台になります。
配置予定は、総務課、企画政策課、税務課、それぞれの課に基本的には1台以上の配置となります。それから、今まで不足しておりました保育園関係に合計で15台を配置することになります。以上です。

議長（金子芳継）
16番。
16番（平賀真）
不足分ということと、あとノートパソコンは更新の年数というのは大体どれぐらいで見ているものですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（相原信孝）
課長 済みません、更新の確実な年数につきましては調べないとお答えできませんけれども、いずれ耐用年数分はきちんと対応しておまして、その後随時更新しながらということで、やっております。以上です。

議長（金子芳継）
16番。
16番（平賀真）
保育園のほうで15台というと、かなり多いといいたいまいしょうか、ということは今まで保育園には町の所有するパソコンは与えられていなかったということですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（相原信孝）
課長 お答えします。
各保育園に2台ずつということで、非常に不便を来していた部分は確かにあります。ただ、先生方は随時使うわけではございませんでしたので、とりあえずはという形で設置したのですが、やはり不便を来しておりますので、今回の設置ということになりました。以上です。

議長（金子芳継）
16番。
16番（平賀真）
あと、ウイルス対策のほうの24万円がありますけれども、よく話題になっておりますが町のパソコン、それぞれインターネットにつないでいる台数がもしおわかりでしたら。あと、サイバー攻撃等、そういったものをこれまで受けたような形跡があるものかどうか、あわせてお伺いします。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策（相原信孝）
課長 お答えします。
セキュリティの関係で、サイバー攻撃に対しましては前年度から対策をしまいいりました。そこで、非常に不便を来しているわけでございます。現在のところ、企画政策課にあるパソコンでそれぞれデータを取りながら仕事をやっているわけですが、まずは無害化するデータと、それを活用するというデータがうまくつながらないわけでございます。そうしないと、要するに例えば入ってきたメールなりを開いた段階で感染するおそれもございますので、ここら辺が非常に厳しくなった分、職員にとっては非常に面倒な作業、それこそパソコンが入った時点のような、インターネットがつながった時点の当初ぐらいの不便さを来していたわけでございます。そこで、今回の増設ということになりました。

ウイルス対策につきましては、これらを考えまして現在60本を予定してございます。

議長（金子芳継）
16番。
16番（平賀真）
これだけネット社会ですので、町の情報とかも世界中からつなげられると言いましょうか、そういう状況ですので、逆にまた町の情報を日本中、世界に発信する一つの手段でもありますので、まさにもろ刃の剣になるかもしれませんけれども、管理を十分にしながら、最大限こういった、せつかくネットにつながっているものであれば、管理と、そしてまた町の振興につなげるように鋭意努力していただければと思います。終わります。

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
なお、採決については関係繰り入れ議案及び関係特別会計等補正予算と関連しますので、保留といたします。
お諮りいたします。日程第14、議案第50号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」から、日程第19、議案第55号「平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について」までは、いずれも平成29年度各特別会計等予算の補正に関する件であるため、これを一括して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までの6件は一括議題とすることに決しました。

5番（清水欣也）
本案6件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番。
予算書の3ページ、歳出の高額療養費の計の欄、2億2,160万5,000円という数字、この数字と、それからこの資料の2ページの一番下、一般被保険者の高額療養費、平成29年の2億1,271万9,000円、それから退職被保険者の高額療養費、平成29年度の6,340万円、足すと2億7,611万9,000円という数字になるんですけども、この差が5,100万円ほどあるんですけども、これは何の違いでしょうか。

議長（金子芳継）
予算書の3ページの歳出の高額療養費、トータル2億2,160万5,000円、この数字と、この配付された資料の2ページの一般被保険者の高額療養費の額、平成29年度2億1,271万9,000円、それと退職被保険者の高額療養費6,340万円を足すと、この金額に当てはまらないんですけども、何か理由があるのでしょうかということです。

議長（金子芳継）
暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

議長（金子芳継）
会議を開きます。
健康推進課長。

健康推進課長（佐々木里史）
ただいまのご質問にお答えしますが、さきの全員協議会の資料の2ページに記載漏れがございました。大変申しわけございません。退職医療の（3）の高額療養費につきまして、金額の部分、これでいくと6,340万円というふうに読めますけれども、これが1人当たりの額になります。よって、137人分の療養費になりますと、868万6,000円という数字が出てまいります。これに一般被保険者の（3）の金額を加えますと、予算額相当額になるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）
わかりました。
それで、今回の税率アップですけども、いろんな要素があって税率が決まるわけですけども、その積算根拠の中に給付費総額があります。これは

下がってきております。そう考えれば、税率も逆に下がるんじゃないかというふうに一瞬は思うわけですけども、そこで大事な積算根拠の一つにいわゆる総所得費がございます。この総所得金額が前年度と今回ではどう変わっているのか教えていただきたい。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進課長（佐々木里史）
お答えいたします。

全員協議会の資料にも掲載してございますけれども、国保税算定のための課税標準所得額というものがございます。平成28年度の医療交付金分につきましては21億4,772万3,000円と。平成29年度は22億2,880万8,000円ということで、3.78%の伸びがございます。ただ、これは5月の連休後の課税標準所得ということで、町民税の所得が決まった場合の額とは若干ずれが出てくると思われまじけれども、3.78%の伸びということで試算してございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）
了解しました。

それと、議案の説明で一般会計からの負担減で追加支援を2,000万円追加したとあるんですけども、これは何ぼに対して追加したんでしょうか。当初これは追加支援額はあったんでしょうか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進課長（佐々木里史）

29年度当初で1,000万円ということで税負担の支援を見込んでおりました。ただ、今回2分の1に抑えるということで、全員協議会の資料にもありますが、それでも約1,000万円ほどの赤字が発生するというふうに見込まれておりましたので、この不足分という形で一応2,000万円の追加支援というお願いをしたところでございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）

4,000万円も追加支援したときがあったわけですから、今回プラスして3,000万円ですけども、もうちょっと努力ができなかったのかなと、そういうふう思うわけでございます。

それから、最後です。議案説明で保険税収入の伸び悩みがあると、こういうふう言っているんですよ。保険税収入の伸び悩みというのは、つまりどういうことなんでしょうか。それをお聞きして、最後にしたいと思います。

議長（金子芳継）

税務課長。
税務課長（岡部 衛）
国保税の収納率については、95.85%ということで、収納率自体については特に伸び悩みはないんですけれども、いわゆる収納率ではなくて、加入者が減っているということで総額が減ってきていると、そういうふうな考え方をしていただきたいと思います。（「はい、了解しました。終わります」の声あり）
議長（金子芳継）
ほかに質疑ありませんか。
（なしの声あり）
議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。15番。
15番（伊藤千作）
単行議案のところでも反対をしました。理由はそれに尽きますけれども、今回国民健康保険税の負担増が約4,400万円であります。これが直接町民の皆さん、加入者の皆さんに負担が行くわけです。ですから、単行議案のときも言いましたように、それを解消するためには、今論議の中でもありましたけれども、基金積み立ての1億円のうち、この4,300万何がしをこちらに繰り入れれば、全然税率を改正する必要はなかったわけです。ですから、今回その予算が計上されておりますので、この補正予算には反対であります。以上です。
議長（金子芳継）
賛成討論ありませんか。4番。
4番（三浦 敦）
先般の全員協議会で、税率を引き上げる改正をしなければ赤字解消ができないことの説明を受けました。国保加入者も年々減少し、団塊の世代の人たちは退職者医療に加入している現状を考えますと、厳しい状況は今後も続きます。一般会計から1億2,000万円の法定外繰り入れをして基金の確保などを図ることは妥当であり、この予算には賛成であります。
なお、収入未済額が約7,400万円ありますが、頑張って回収に努めてください。
以上です。
議長（金子芳継）
ほかに討論ありませんか。
（なしの声あり）
議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
なお、採決については繰り入れ議案及び平成29年度一般会計並びに関係特別会計等補正予算と関連しますので、保留といたします。

これより採決を保留しておりました議案について、順次採決いたします。
初めに、議案第47号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第48号「平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第49号「平成29年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第50号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
議長（金子芳継）
座ってください。
起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第51号「平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第52号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第 5 3 号「平成 2 9 年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第 5 4 号「平成 2 9 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第 5 5 号「平成 2 9 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。
1 時まで休憩します。

午前 1 1 時 4 8 分 休 憩

午前 1 1 時 4 9 分 再 開

議長 (金子芳継)
再開します。
日程第 2 0 . 議案第 5 6 号「三種町教育委員会の委員の任命について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 5 6 号「三種町教育委員会の委員の任命について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 6 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 1 . 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、諮問第 1 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 2 . 諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり可決されました。
日程第23. 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり可決されました。
日程第24. 請願・陳情委員会報告、審議処理について、各常任委員長より報告を求めます。
初めに、総務常任委員長より報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（平賀真）
それでは、本委員会に審査を付託されました陳情1件及び継続審査としておりました陳情1件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

まず、陳情第2号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情」につきましては、既に衆議院で可決、参議院では審議が終了する見込みであり、陳情趣旨（法案を国会に提出しないこと）が失われていることから、賛成多数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号「日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情」につきましては、唯一の戦争被爆国の政府として、国連総会に参加し、法的拘束力のある核兵器禁止・廃絶（核兵器禁止条約）の実現に尽力すべきであることから、採択すべきものと決定いたしました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（金子芳継）
総務常任委員長の報告を終わります。
ただいま報告のあった陳情第2号及び陳情第5号について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）
議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより順次討論及び採決を行います。
初めに、陳情第2号について委員長報告は不採択であります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
陳情第2号を採決いたします。
陳情第2号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択といたします。
次に、陳情第5号について、委員長報告は採択であります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
陳情第5号を採決いたします。
陳情第5号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択といたします。
なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。
次に、教育民生常任委員長より報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（清水欣也）
それでは、本委員会に審査を付託されました陳情2件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

まず、陳情第3号の2、環境対策に関する事項、「新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（要請）」につきましては、要請書の一部に町当局への記載が見受けられることから、当該箇所について提出者からの修正等を要するため、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情」につきましては、学校を取り巻く状況は複雑化・困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。こうした状況の中、きめ細かな対応や学びの質を高

めるための教育環境を実現するため、国庫負担に裏づけられた定数改善計画が必要であり、義務教育費国庫負担割合を2分の1に引き上げる必要があると考えるため、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（金子芳継）

教育民生常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のあった陳情第3号の2及び陳情第4号について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

陳情第3号の2について、委員長報告は継続審査であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号の2を採決いたします。

陳情第3号の2を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号の2は委員長報告のとおり継続審査といたします。

次に、陳情第4号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決いたします。

陳情第4号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

次に、産業建設常任委員長より報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設（工藤秀明）

本委員会に審査を付託されました陳情1件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定しました。

陳情第3号の1、施設建設に関する事項、「新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（要請）」につきまして、陳情書の一部に町当局への記載が見受けられることから、当該箇所について提出者からの修正等を要するため、継続審査と決定しました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のあった陳情第3号の1について質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

陳情第3号の1について、委員長報告は継続審査であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号の1を採決いたします。

陳情第3号の1を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号の1は委員長報告のとおり継続審査といたします。

日程第25．発議第2号「議員派遣の件について」を議題といたします。

ただいま議題となっております件については、既に説明済みの件であるため、説明並びに質疑、討論の一切を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、本案は質疑及び討論を省略し、採決することに決しました。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第26．追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4については、いずれも議会運営委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査等

の件であるため、一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております件については、事前に配付しております申出書のとおりであり、質疑及び討論を省略し、これを採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、本案5件は質疑及び討論を省略し、採決することと決しました。

議会運営委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴常任委員会の継続調査等について、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中でも活動できることに決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴常任委員会は閉会中でも活動できることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年6月三種町議会定例会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員

午後 0時05分 閉会